

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年10月26日

【事業年度】 第103期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 コニカミノルタホールディングス株式会社

【英訳名】 KONICA MINOLTA HOLDINGS, INC.

【代表者の役職氏名】 取締役兼代表執行役社長 太田 義 勝

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

【電話番号】 東京03(6250)2080

【事務連絡者氏名】 経理部会計グループリーダー 比留田 哲也

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

【電話番号】 東京03(6250)2080

【事務連絡者氏名】 経理部会計グループリーダー 比留田 哲也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月22日に提出いたしました第103期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)の有価証券報告書の記載事項の一部に追加を要する事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

##### 3 配当政策

##### 6 コーポレート・ガバナンスの状況

#### 第6 提出会社の株式事務の概要

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しています。

### 第一部【企業情報】

#### 第4【提出会社の状況】

##### 3【配当政策】

(訂正前)

<略>

なお、当社は、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当に係る決定機関を取締役会とする旨を定款で定めております。

(訂正後)

<略>

なお、当社は、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当に係る決定機関を取締役会とする旨を定款で定めており、平成19年5月10日開催の取締役会において、当平成19年3月期の期末における剰余金の配当については、配当金の総額は5,307百万円、1株当たり配当額は10円00銭とすることを決議しております。

##### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(6) <略>

(7) その他

当社の取締役は15名以内とする旨を定款で定めております。

また、当社は、会社法の施行に伴い定款の定めがあるとみなされるため、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)の規定により、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

(訂正後)

(1)～(6) <略>

(7) その他

##### 1) 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款で定めております。

## 2) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款で定めております。

## 3) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、会社法の施行に伴い定款の定めがあるとみなされるため、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）の規定により、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

また、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、株主総会の決議によらず取締役会決議によって定める旨を定款で定めたことと平仄を合わせるため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

## 4) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

## **第6【提出会社の株式事務の概要】**

(訂正前)

<表略>

(訂正後)

<表略>

(注) 当社は、当社の株主（実質株主を含む。）は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款で定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利